

ひとり ひとり ひかる

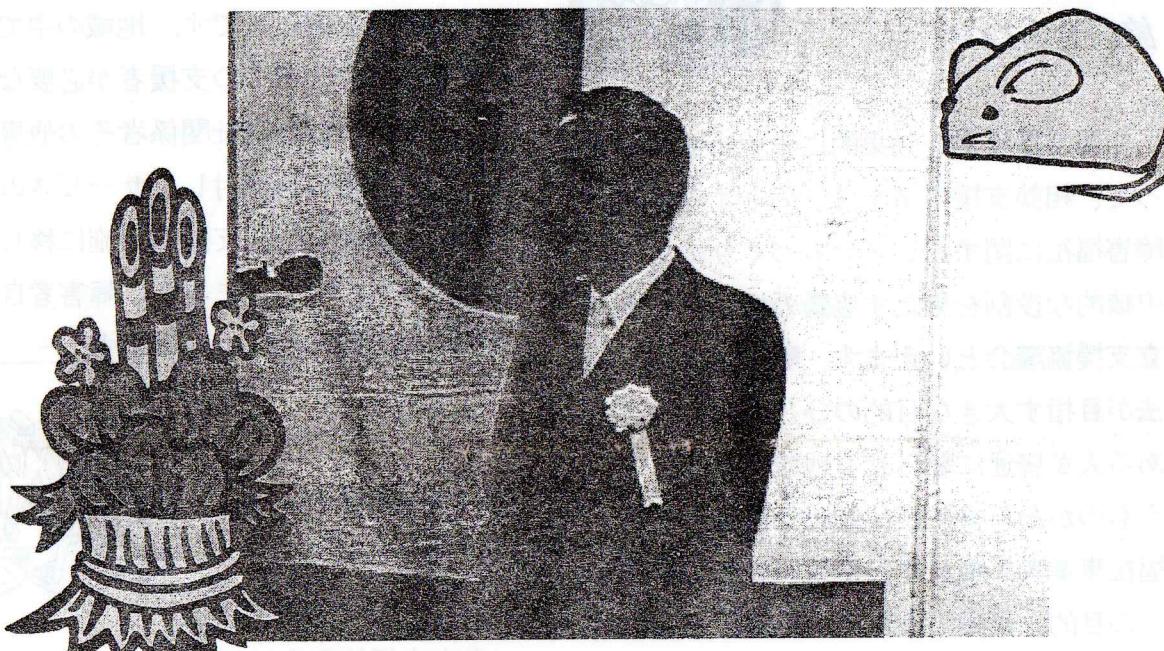
き ぼ う

2008 1/1

第51号

発行：かしの木の会/かしの木の里内 一宮市富田字砂原2147 : kasisato@f7.dion.ne.jp

櫻の木園：kasien@k3.dion.ne.jp 櫻の木作業所：kasisyo@k2.dion.ne.jp

かしの木 ホームページ <http://www.h3.dion.ne.jp/~kst/>

新年あけましておめでとうございます

会員の皆様方には、お元気で新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、障害者自立支援法が施行され、私たち親や本人においても、厳しい状況が続いている。櫻の木福祉会では、通所施設が昨年新法に移行し、本年は、入所施設かしの木の里が移行を計画しております。また一步新しい道を踏み出すことになります。

このことは、生まれ育ったこの故郷で、うまく支援を得ながら普通の暮らしを実現できる心豊かな街づくりにあります。私たちの趣意書と同じ事だと言えます。しょうがいがあろうとなかろうと、「社会の一員として生きていくこと」「人の輪が広がるような」活動を進めていくうではあ

りませんか。

本年も昨年同様相変わりませず、ご指導・ご協力をお願い申し上げますとともに、何よりもご健康を祈念致しまして新年の挨拶とさせていただきます。

かしの木の会 会長： 堀江

【51号きぼうの目次】

表紙 写真 目次	P.1
福祉情報コーナー／障害者自立支援法	P.2～3
地域福祉コーナー／さわやか市民の会	P.4
かしの木の会コーナー①／研修委員会	P.5
かしの木の会コーナー②／妻の会	P.6
施設コーナー①／きーぶ	P.7
施設コーナー②／ふらっと	P.8
園芸コーナー	P.9
お知らせコーナー	P.10

福祉情報コーナー

障害者自立支援法 その10

～ テーマ ～ 自立支援協議会

地域自立支援 協議会とは？



相談支援事業を効果的にすすめるにあたって、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす協議の場が、地域自立支援協議会といえます。障害者自立支援法が目指す大きな目的のひとつに『障害のある人が普通に暮らせる地域づくり』というものがありますが、行政や福祉関係者、福祉事業者が集まり、情報を交換しながらこの目的を達成するための協働する場ともいえます。

愛知県では、県独自の自立支援協議会が発足し、名古屋市では各区ごとの地域自立支援協議会が立ち上がりつつあります。その他の地域では、市町村独自で発足したところや、近隣の市町村が集まり合同で行うところもあり、それぞれが内容の濃い自立支援協議会の運営を目指して努力しています。

サービス調整 会議から・・・



自立支援協議会が必要と呼ばれ始めたの

は・・もとは、サービス調整会議からではないでしょうか。滋賀県甲賀郡の福祉圏域において、平成元年から「地域福祉推進協議会」が福祉事務所を中心として開かれて、教育・医療分野を含む福祉関係者が集まり話し合いが行われていたそうです。その中に福祉コーディネーターも絡みながら平成7年に、「サービス調整会議」が開かれるようになったとのことです。地域の中で支援の困難な方や、多くの支援者が必要な方のケースを、行政と福祉関係者その他専門職の方で支援内容を検討し、サービスの種類や時間を調節して、支援の実施に移していくというものです。まさに、障害者自立支援協議会の原点といえそうです。

色々な組織づくり



自立支援協議会の組織づくりは各協議会に任されていて、その地域によって異なっていますし、構成メンバーも多様です。幾つかのグループがあり、全体の地域自立協議会が構成されます。

一般的には、「運営会議」という組織が、自立支援協議会を円滑に運営するための事務局として位置付けられます。ここには、行政、相談事業者、障害者施設の代表者らが

参加し、今後の地域の課題や、自立支援協議会のスケジュール、ネットワークの構築などを話し合います。

また、「作業部会」などと称されるグル

門職の方がチームを作り、個別ケースなどのサービス調整会議を開きます。たとえば、就労支援部会、精神障害部会といったように……この「作業部会」の名称も、数もやはりその地域自立支援協議会にまかされています。

そして、全ての福祉関係者を束ねる会として、「全体会議」があります。これは、自立支援協議会参加者全ての方が、年に2～3回集合しておこなう会議です。

進行状況は、市町村によって様々



地域自立支援協議会は、その関係市町村等に運営がまかされていますから、その設置状況も、運営状況も様々です。先に紹介した滋賀県甲賀郡の場合は、町村合併から活動を開始し、昨年度は年間300回を越えるサービス調整会議を開き、運営会議や定例会議は、それぞれ月に一度は開催しているそうです。また、愛知県でも、大府市のような先進地では、19年4月から設置され、きめ細かな組織図をもとにそれぞれの部会などが機能し始めています。

では、尾張西部では・・・

稻沢市が、平成19年9月20日に自立支援協議会を設置しました。委員数は24名で、2つの部会を持ち、生活支援部会と就労支援部会があります。第1回の会合が平成19年11月12日に開催されました。稻沢市の障害福祉計画を皆で確認し合い、それぞれの委員が自立支援協議会について

の意見を言い合いました。

また、一宮市では準備委員会がもたれ、行政と社会福祉協議会、一宮市保健所、障害者施設の代表者、精神病院のソーシャルワーカー等で、より有意義な自立支援協議会をめざして、意見交換をしているとのことです。何度かの準備委員会の後、平成20年3月末までの設置を目指しているそうです。

まとめ



今回、障害者自立支援法により相談事業が地域福祉の一環として大きく位置付けられました。そして自立支援協議会の中核を担う存在として重要な役割があることとなりました。地域自立支援協議会は、その地域ごとに地域福祉についての温度差があり、設立の時期や運営の仕方にも差があります。しかし、そのねらいは、まさに障害者のより良き支援を地域の関係者が集まって考えようすることにあります。そこに、行政、相談事業者、福祉施設、居宅介護事業所、学校、病院、職業安定所、保健所などが、ひとりの障害者やその家族を中心におき、テーブルを囲んで話合うことなのです。

本当に『障害のある人が普通に暮らせる地域づくり』を目指し、各地域自立支援協議会が立ち上がり、機能していくことを願っています。

樺の木園

只井 秀明

地域福祉コーナー

さわやか市民の会

わたしたちのグループは、「さわやか市民の会」と申します。いつしか気の合う仲間が集まり、平成7年に結成されました。



※フリーマーケットでのワンショット！

私たちは、生活しているこの地域のために、何か貢献できることはないだろうかと考え、それではと福祉活動に参加しようと決めました。平成10年から地元の「びさいまつり」にも参加するようになり、バザーや模擬店等の売上金によりボランティア・サークル等へ備品を贈呈してきました。

そうしているうちに樺の木さんを知るようになり、親しくさせていただくうちに、年末に慰問しプレゼントを贈呈させていただくようになりました。慰問は今回で4回目となります。今では年末になると利用者の皆さんのがプレゼントを待っていてくださるとの事、大変うれしく思っています。



※わあっ！うれしいなあ！

私たちのこの活動は、社会全体から見るとてもささやかなことかもしれません。けれども、皆さんが障害を抱えながらも持って生まれたかけがえのない命を大切にし、ご自分なりに一生懸命生きておられるというお姿が私たちにとって、とても大きな原動力になっているのです。少しでも皆さんのお役に立てれば、という素朴な思いでこれからも末永くお付き合いをさせていただきたいと心から祈っております。

さわやか市民の会 代表 塚本 美津江

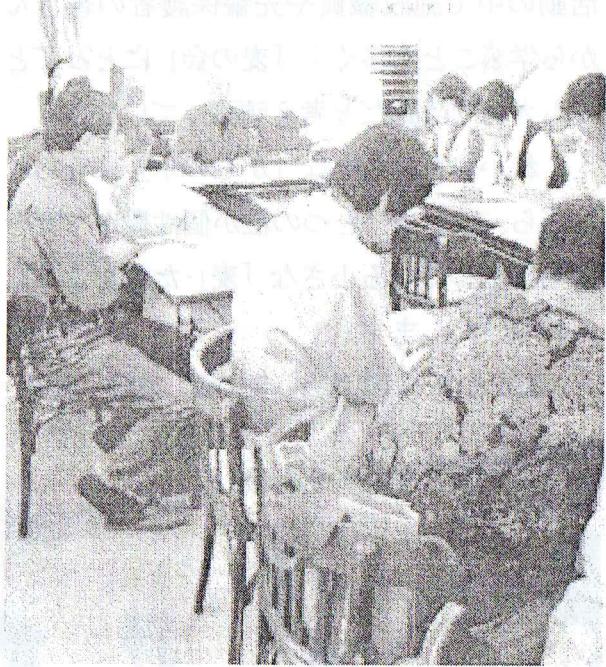


※やったあー！何が入っているのかなあ？

かしの木の会コーナー①

ホームヘルプの活用について

昨年、障害者自立支援法が実施され、檍の木福祉会の事業所も今年にかけて、かしの木の里以外の3事業所と居宅系はすべて新体系に移行しました。これによりサービス内容も大きく変わりましたが、何よりもまず利用者さんたちの日中活動以外（以降）の時間の過ごし方が問題になってきました。そこで、研修委員会では余暇の過ごし方として、ヘルパーの利用方法、手続き等分らないという会員さんの声を聞き、10月18日（木）「希望」にて、居宅介護「きーふ」の責任者野崎さんからお話を伺う機会を持つことができました。



※居宅介護事業の勉強会風景です。

措置制度から支援費制度、そして障害者自立支援法へと法律が変わっていく中、利用者とその家族、さらに事業所までもいろいろな面で戸惑いがありました。特に、新体系では利用者の応益負担が加わったため、どうしたらなるべく負担がかからないように自分の

ニーズに合ったサービスを受けることが出来るか、という点が問題でした。応益負担については、今は負担軽減措置による一定の上限がありますので、まずは自分がどのような（質）サービスをどれくらい（量）必要なかを具体的に決め、市役所に申請するところから始めます。次に支給決定が出された後、諸条件に合致し安心できる居宅介護事業所を選び、契約をします。

具体的なサービス内容としては、

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

- ・身体介護（散歩、入浴、食事介助）
- ・家事援助（掃除、食事の準備、洗濯等）

・通院介護（定期通院）

（2）行動援護又は移動支援（外出、喫茶店、プール、買い物、映画等）

（3）短期入所（ショートステイ）

（4）重度訪問介護

等々な必要状況に応じて利用することができます。出席した会員さんからも、自分の子供に合ったサービスの組み合わせ等、具体的な質問が沢山出されました。

野崎さんは、サービスの利用の仕方については色々な組み合わせがあり、個々のニーズに適正な組み合わせについては、「ゆんたく」等の相談支援事業者や各事業所のサービス管理責任者等へ相談して下さい、と言われました。また、サービス内容を向上させるためには、他の事業所も積極的に利用し、それぞれの良い点や悪い点等の意見を率直に教えてもらうことも大切である、と言われました。

今回、いろいろなお話を伺いましたが、障害のある私たちの子供が、地域の中において豊かで充実した自立的な生活を営むことができるよう、この制度をもっと上手に有意義に活用することの大切さを確認することができました。ありがとうございました。

研修委員会 T.

かしの木の会コーナー②

最近の「麦の会」活動状況

今年で結成4年目を迎えた「麦の会」は、名称を、「尾西地区に作業所を作る会〔麦の会〕」から「知的障がい児の地域活動を支える会〔麦の会〕」へと変更しました。作業所作りにとどまらず、就労支援やグループホーム作り、余暇活動などをも含め、子供たちの地域での生活全般が豊かで安心できるものになるようにという思いで、全員一丸となつて頑張っています。

最近の活動状況としては、

① 地域のバザー等への参加

今年も、びさいまつりをはじめ合同バザー・大徳小学校バザーなどに参加し、活動を支える資金作りと地域へのアピールを行いました。手作りケーキ・クッキーとわらび餅が定番商品です。「この前買っておいしかったから」とリピートして下さるお客様もいらして、励みになっています。

② 学習会・施設見学

2月にはかしの木の里の石田さんを招いての学習会、9月には「ふらっと」、「みづきの家」の見学を行いました。地域活動全般を支える、ということを考える上で大変参考になりました。

③ その他

会員と子供たちの親睦のためのレクリエーションは、8月に3回目を開催しました。こういう時間も、親子共々これから地域で長くつきあっていく仲間として大切にしていきたいと思っています。

また、9月に会報誌「麦むぎ通信」第5号を発行。「どんな内容にしようか」と毎回悩みますが、自分たちの活動や問題点を振り返る、良い機会にもなっています。

また、「麦の会」は、こうした会独自の活動のほかに、かしの木の会「あっとホーム委員会」としての活動も行っています。運営委員会やフェスティバル実行委員会への出席・物資販売のお手伝いなどですが、両方の行事の重なる時は、会員数が少ないだけに大変です。

しかし、できることが限られてしまう小さな組織だからこそ、「桜の木」のように地域で幅広い支援を展開している施設とつながっていることは心強いですし、委員会の活動の中で施設職員や先輩保護者の皆さんから学ぶことも多く、「麦の会」にとってとても大切な活動だと考え頑張っています。

これからも、大きな「かしの木」に守られながら、ひとつひとつの粒が個性豊かな実を育もうとしている小さな「麦」たちをよろしくお願ひいたします。

あっとホーム委員会（麦の会）浅野 浩美



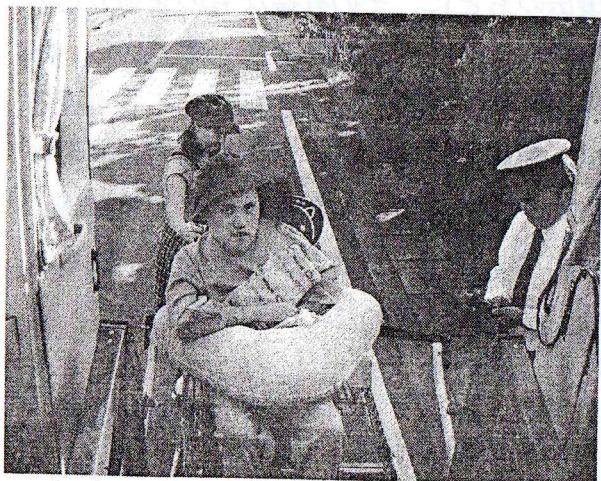
※ケアホームを見学しましたよ。

施設コーナー①

障害者自立支援法がスタートし、国の施策においても在宅福祉、地域福祉が方向性として示されています。樺の木福祉会においても、これまで十分に出来なかった、個人の居宅に対する支援や、余暇や社会参加等に対する支援も広がりを見せ、ニーズも増えてきています。

日中活動の場では、個人の得意なことや特性に合った、日中活動の場を広げて行くことや雇用・就労について、生活の場では、グループホームやケアホームのニーズも増えてくることでしょう。また重い障害の方にとっては日中活動の場、生活の場においての医療の確保が地域生活には必要条件になります。

皆さんの生活の広がりとともに、今までの施設を中心として行われてきた支援から、皆さんの生活に合わせて支援を届けて行くことが求められているように思います。



バスもリフトがついて便利になりました。

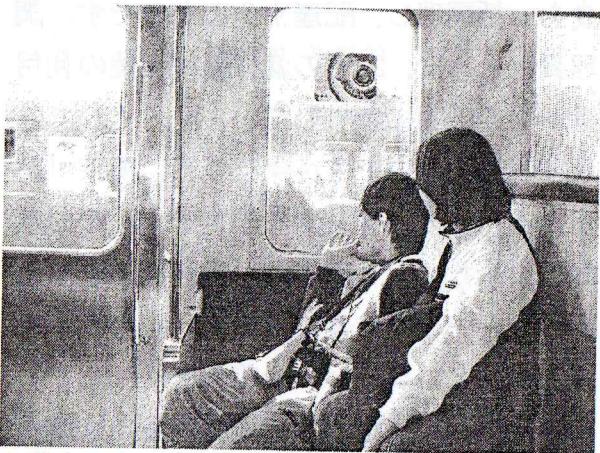
居宅介護事業所 きーふ

「今までの固定電話のサービスから携帯電話のようなサービスを」を合言葉にしています。

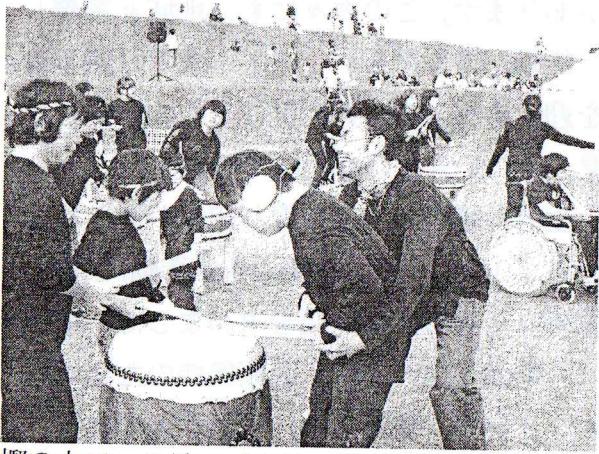
在宅の方が引き続き地域で生活してゆくことはもちろんのこと、施設で生活している方が可能な限り、地域生活に移行していく時にも、ホームヘルプサービスの役割が重要になります。

これから広がる、皆さんの生活が今と変わらず『きーふ』出来ること、また少しでも豊かになるように、支援の輪を広げていきたいと思っております。

きーふ 職員



公共交通機関を利用して出かけます。



樺の木フェスティバルのステージに一緒に参加。

施設コーナー②

樫の木園

樫の木園は、平成19年4月に通所更生施設から、新しく生活介護および就労継続支援（B型）の多機能施設に生まれ変わりました。日中活動の内容も、以前の作業活動が中心の内容から、個人の支援計画に基づく内容に少しづつ変化し、はや1年がたとうとしています。新しい年を迎える、昨年の反省をもとに今後の樫の木園の進み方を考えていきたいと思います。

19年6月より、樫の木給食センター「ふらっと」の活動が開始しました。樫の木園、樫の木作業所、就労移行「ステップ」の昼食を一括調理し、配達するのものです。調理員とともに、2名の就労継続支援の利用者がその活動に参加しています。そして、現在改裝工事中ですが今年4月に喫茶「ふらっと」がオープンする予定です。その活動に、また2~3名の利用者が参加するということでとても楽しみです。利用者がきっと美味しいコーヒーを煎ってくれるでしょう。ただし、樫の木園本体施設にも就労継続支援の利用者が残っているという課題があります。この方々にも、地域と密着した活動ができたらいいと思います。新年度を迎えるあと3ヶ月の間に、その方向性を見つけていきたいと思っています。

生活介護の方々は、取り組みが大きく変わった1年でした。日頃の作業活動に加え、園外にもその活動の幅を求めました。例えば、納品受注の同行、健康保持のためのウォーキング、園芸活動、公園などの散策。

施設という限られた空間の中では体験できないものを得てもらうとする取り組みです。まだ、メニューが限られていて、活動グループも大きく、利用者個々のニーズに基づく内容とは言いがたいものがあります。今年は、グループを少人数化し、小回りの効く活動が望まれます。

19年を振り返って思うと、一番変化のあったことが、居宅介護等の福祉サービス併用を考えた個別支援計画の作成ではないでしょうか。支援は、樫の木園の施設利用にとどまらず、1日、1週間・・という単位で必要であるという理念のもとに、いろいろな福祉サービスを組み合わせ、提供していました。終業時間を早くしたことで、保護者の方々からご批判もありましたが、施設内で得られない活動を終業後から行うことによって、個別のニーズに答えていきたいというのが理由であったからです。まだまだ、開始したばかりであり、提供する職員不足や、限られたメニュー社会資源の少なさ・・色々な課題が残っているが、これからもこの取り組みを伸ばしていきたいと思います。

新しい年を迎える、不安定な障害者自立支援法のもとに、その有益なものを取り込みながらスタートした新事業と取り組み。法律そのものが揺れているだけに不安が残るが、利用者だけには不安さを感じさせない前向きな考え方と、きめ細かな支援計画、あたたかいサービスで答えていき、利用者ともども新しいあたたかい春を迎えていきたいと思います。

樫の木園 職員

趣味・教養コーナー

園芸をもう一度楽しもう！

雪も舞うようなこの寒さの中で、霜柱をよけながら根を這わせ、しっかりととした茎の先からこうべを垂れるパンジー。11月なのにもう花壇は、色々な花で溢れています。20年も前は、パンジーは春の花で、3月・4月にならないと咲かないと学校で習いました。しかし、今は10月から花をつけています。地球温暖化のせいなのでしょうか。実は、品種改良が進んだからなのです。



(寄せ植え教室に参加した保護者)

10年ほど前ガーデニングブームで、雑誌やテレビでも、ガーデニングコーディネーターという方が登場し、腕前を披露していました。不景気な時期にこそ、ガーデニングがはやるといわれます。高価なものを買い控え、旅行などの行楽もがまんし、安くできる趣味・園芸を勤しむからです。その頃から比べると少しずつブームが去り始めていますが、まだまだ花を愛する人は多く、花に癒されている人も多いのではないかでしょうか。

樺の木園・かしの木の里は、授産事業として園芸を行ってきました。地域の老人会の記念品、銀行などの粗品として、また小学校、老人ホームでは、花壇の花としてつかってもらいました。地域の方には、施設で、またバザーで購入していただきました。

今年からは、園芸の生産活動を樺の木作業所が担う予定です。地域の有志の方から200坪ほどの農地を借用できるようになりました。そこに、樺の木園芸センターをつくろうと考えています。場所は、樺の木作業所から東に200m程離れた農地で、そこにプレハブとビニールハウスを立てて、樺の木作業所の利用者と職員が花苗栽培の仕事を行います。出荷できるまでに育った花苗は、そのまま即売したり、販売所に置かせてもらったり、大口の注文の方に納品したりします。

また、バザーや寄せ植え講習会などを企画し、地域の多くの方に足を運んでもらったり、交流を持ったりしていきたいと思っています。

みなさんも、暖かくなってくる頃に、しまってあった植木鉢やプランターを引っ張り出し、土いじりをしてみてはいかがですか。庭に新しい花が、満開になることを楽しみにして・・・

**樺の木園芸センター（愛称 未定）
一宮市西五城山方 4月1日オープン予定**

(樺の木職員)

お知らせコーナー

[行事予定 1月~3月]

- 2月9日** かしの木懇親会
(グリーンプラザ)
- 2月10日** かしの木音楽会
(グリーンプラザ)
- 2月 20日~25日** 松坂屋福祉の店
(このうち2日間出展)
- 3月** いざみバザー
- 3月** 合同バザー

☆ボランティアさん募集

毎月のレクレーション等の行事と一緒に楽しみたい方! 作業と一緒に手伝ってくださる方! 何でも結構です。先ずはご連絡ください。

桜の木福祉会

かしの木の里	担当 武田、
桜の木園	担当 伊藤 まで
桜の木作業所	担当 山本

自主製品 販売中

桜の木園	何でもひも
桜の木作業所	お掃除シート・ワイパー
かしの木の里	ビーズ、とんぼ玉、手芸 陶芸、ハーバルバス、 5本指靴下、さをり織り、 木工、石鹼など

お近くにお越しの際は、是非、お立ち寄りご覧ください。

★★★第8回かしの木フェスティバル 収支報告 ★★★

支出:

○事業費	491.550
○模擬店材料費	58.400
○バザー材料費	660.660
○他施設売上	358.206
○当期繰越金	234.530

1,803.346

収入:

○協賛金	480.000
○模擬店収入	210.800
○バザー収入(かしの木 11G)	660.600
○他施設売上(16 施設)	358.206
○雑収入	93.680

1,803.346

地域の人々に支えられ、地域の人々と共に

かしの木

かしの木の会 事務局 〒494-0018 愛知県一宮市富田字砂原 2147 番地 Tel 0586-63-2111

かしの木の里内 Fax 0586-61-1200

桜の木福祉会

☆桜の木作業所	一宮市富田字漆畠 16 番地	Tel/Fax 0586-61-6055/61-6514
☆桜の木園	一宮市富田字若宮 17 番地	Tel/Fax 0586-62-8202/62-8253
☆ステップ	一宮市明地字上平 35 番地の 1	Tel/Fax 0586-68-1207/68-1241
☆かしの木の里	一宮市富田字砂原 2147 番地	Tel/Fax 0586-63-2111/61-1200
☆ふらっと	一宮市萩原町串作字女郎花 1617 番地 8	Tel 0586-67-5070
☆みづきの家	一宮市萩原町串作字女郎花 1616 番地 3	Tel 0586-67-1787
☆こぶしの家	一宮市開明西石龜 43 番地 5	Tel 0586-44-3972